談合情報対応マニュアル

（平成７年２月16日決裁）
改正　平成18年４月１日決裁
改正　平成19年４月１日決裁
改正　平成23年３月31日決裁
改正　平成27年11月30日決裁

第１　一般原則

このマニュアルは、金沢市発注の建設工事等（以下「工事等」という。）に係る入札の適正を期し、関係機関との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、その手続について必要な事項を定めるものである。

１　情報の確認、報告

監理課長は、入札に付そうとする工事等又は入札に付した工事等について、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）を入手した場合には、情報の内容等を把握し、報告書にまとめ、速やかに金沢市入札契約手続審査委員会（以下「審査会」という。）に報告するものとする。なお、情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするように要請するものとする。

２　審査会の審議

審査会は、１により談合情報の報告を受けた場合には、当該情報の信憑性及び調査に値する情報（以下「調査情報」という。）として第２の手続によることが適切であるか否かについて審議し、また、第２の手続の各段階において必要となる判断をするものとする。

（調査情報とするもの）

談合情報が次の場合、原則として事情聴取等必要な調査を行うものとする。

ア）情報提供者の氏名、連絡先及び対象工事名、落札予定業者が明らかであるもの。

イ）情報提供者が匿名であっても、監理課長に通報する者の氏名、連絡先及び対象工事名、落札予定業者が明らかであり、かつ、談合が行われた日時、談合の方法、落札予定金額、入札参加者名等談合に参加した当事者以外に知り得ない情報が含まれているもの。

３　公正取引委員会及び警察への通報

監理課長は、次の各号に従い公正取引委員会へ当該情報及び調査の概要を通報するとともに、(1)及び(3)に該当する場合は警察へも通報するものとする。

(1)　審査会が談合情報を審議した結果、明らかに談合の事実がある証拠を得たと認めた場合。この場合、入札の執行を取りやめ、その旨併せて通報するものとする。

(2)　調査情報として第２以下の手続によることとした場合。この場合、必要に応じて手続の各段階において逐次通報するものとする。

(3)　事情聴取の結果、下記事例のように、談合が強く推測される場合。

①　入札参加者の一部が談合の事実を認めた場合

②　入札参加者間で工事費内訳書等の交換等が行われたと認められる場合

③　入札参加者の概ね半数以上の工事費内訳書が酷似している場合

④　入札参加者の入札金額が明示された文書の存在が確認され、それが入札結果と一致する場合

４　事情の聴取

監理課長は、審査会が審議の結果調査情報として第２の手続によることとした場合には、入札に参加しようとする者又は参加した者（以下「入札参加者」という。）に対して事情聴取を行うものとする。

第２　具体的な対応及び留意事項

談合情報を入手した場合には、原則として、次に従い対応するものとする。

１　入札執行前に談合情報を入手した場合

１）審査会への報告

監理課長は、談合情報を入手した場合には、情報の確認につとめ、報告書を作成して速やかに審査会に報告するものとする。

２）審査会の審議

審査会は、報告された談合情報の信憑性等について審議し、明らかに談合の事実がある証拠を得たと認められる情報か、調査情報か、それ以外の情報かについて判断するものとする。

３）公正取引委員会への通報

監理課長は、審査会が談合情報を明らかに談合の事実がある証拠を得たと認められる情報又は調査情報であると判断した場合は、その旨を公正取引委員会へ通報するものとする。

４）事情聴取

監理課長は、審査会が談合情報を調査情報と判断した場合は、入札参加者に対して速やかに事情聴取を行い、聴取した結果について事情聴取書を作成して審査会に報告するものとする。

（留意事項）

事情聴取は、監理課長等の複数の職員により、入札参加者全員に対して、１社ごとに聞き取りにより行うものとする。

５）審査会の審議

審査会は、報告された事情聴取等の結果について審議し、談合の事実があったと認められる証拠を得たか談合の事実があったと認められないかについて判断するものとする。

６）談合の事実があったと認められる証拠を得たと判断された場合の対応

監理課長は、審査会の審議の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たと判断された場合には、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。監理課長は、その旨を公正取引委員会へ通報するものとする。

７）談合の事実があったと認められないと判断された場合の対応

監理課長は、審査会の審議の結果、談合の事実があったと認められないと判断された場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うものとする。また、誓約書の写し及び入札結果表の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

（留意事項）

①入札日までに入札参加者全員の誓約書の提出がない場合には、入札の執行を延期し、又は取り止めるものとする。

②入札の執行にあたっては、入札執行に係る注意事項を読み上げ、入札参加者全員の注意を喚起するものとする。

③入札執行には、検査員が立ち会い、工事費内訳書を入念にチェックするものとする。

④工事費内訳書のチェックにおいて、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、直ちに入札の執行を取りやめ、５）以下の手続により対応するものとする。

８）公正取引委員会への通報の留意点

公正取引委員会への通報は、談合の事実を証明する証拠を添付して行うものとする。

（留意事項）

①通報等の内容については公正取引委員会からの問い合わせがあることも予想されるため、提出した資料の範囲内で的確な対応ができるように整理しておくものとする。

②公正取引委員会への通報等は、手続の各段階で事情聴取書、誓約書、入札結果表等の写しを送付して行うが、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合には、これらを入札終了後にまとめて送付するものとする。

９）一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、

競争参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として４）以下に従い対応すること。

２　入札執行後に談合情報を入手した場合

入札執行後に談合情報を入手した場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者、落札金額及び入札参加者は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手続によることが適切か否かを第１の２により判断するものとする。なお、手続の各段階においては、１の各段階における手続及び留意事項等に準じて慎重に進めるものとする。

１）契約締結以前の場合

①審査会への報告

②審査会の審議

③公正取引委員会への通報

④事情聴取

⑤審査会の審議

⑥談合の事実があったと認められる証拠を得たと判断された場合の対応

監理課長は、審査会の審議の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得たと判断された場合には、入札を無効とし、その旨を入札参加者全員に連絡し、かつ、公正取引委員会へ通報するものとする。

⑦談合の事実があったと認められないと判断された場合の対応

監理課長は、審査会の審議の結果、談合の事実があったと認められないと判断された場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結するものとする。また、誓約書の写し及び入札結果表の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

⑧公正取引委員会への通報の留意点

①～⑤及び⑧の各段階においては、１の１）～５）及び８）の各段階における手続を準用する。

２）契約締結後の場合

①審査会への報告

②審査会の審議

③公正取引委員会への通報

④事情聴取

⑤審査会の審議

⑥談合の事実があったと認められる証拠を得たと判断された場合の対応

審査会は、談合の事実があったと認められる証拠を得たと判断した場合には、着工工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断する。監理課長は、その旨を公正取引委員会へ通報するものとする。

⑦談合の事実があったと認められないと判断された場合の対応

監理課長は、審査会において、談合の事実があったと認められないと判断された場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させるものとする。また、誓約書の写し及び入札結果表の写しを公正取引委員会へ送付するものとする。

⑧公正取引委員会への通報の留意点

①～⑤及び⑧の各段階においては、１の入札執行前に談合情報を入手した場合の１）～５）及び８）の各段階における手続を準用する。

第３　外部有識者からの意見聴取

１　意見聴取の対象

(1) 審査会は、上記第１の２において、談合情報の対象となっている案件について、入札を執行し、落札者と契約を締結し又は契約を解除しない旨の結論を得ようとするときは、下記３に定めるところにより、金沢市契約規則（平成 15 年規則第１号）第 57 条の規定により設置された金沢市入札制度評価委員会（以下「委員会」という。）の委員の中から審査会が指名する複数の者（以下「外部有識者」という。）からの意見聴取（以下「意見聴取」という。）を行わなけ

ればならない。

(2) 審査会は、上記(1)により意見聴取を行ったときは、当該意見聴取の結果を踏まえ、入札手続等の取扱いに係る結論を得るものとする。

２ 外部有識者の指名等

(1) 審査会は、談合情報へ的確に対応するため、委員会の委員の中から外部有識者を指名するものとする。

(2) 外部有識者の数は２～３名程度とし、それぞれの専門分野に偏りが生じないよう配慮するものとする。

(3) 外部有識者が委員会の委員でなくなったときは、当該外部有識者に係る指名は、将来に向かってその効力を失うものとする。

３ 意見聴取の運営

(1) 意見聴取の方法

① 監理課長は、外部有識者に対して少なくとも次に掲げる事項を説明した後、談合情報の対象となっている案件に係る入札手続等の取扱いに関して意見を聴取するものとする。

なお、外部有識者自身又は当該外部有識者の三親等以内の親族の利害に関係のある案件については、当該外部有識者から意見聴取を行わないものとする。

ア談合情報の対象となっている案件の概要

イ談合情報の内容

ウ事情聴取等の調査を実施した結果

エ入札を執行し、落札者と契約を締結し又は契約を解除しないことが適当と判断した理由

② 意見聴取は、持ち回り等の適宜の方法で実施するものとする。

③ 監理課長は、意見聴取に係る記録を作成し、審査会へ提出するものとする。

(2) 意見聴取の効力

上記２(3)に基づく指名の失効は、当該指名の失効に係る外部有識者から既に聴取している意見の効力に影響しないものとする。

第４ 業務妨害行為の恐れのある談合情報があった場合

監理課長は、明白かつ具体的な根拠が示されない談合情報を同一人から何度も受けるなど、市職員の業務を妨害する行為となる恐れのある談合情報を入手した場合には、原則として、第２の手続に準じて同様の対応とすることとするが、次の手続については、一部変更して実施するものとする。

(1) 事情聴取

事情聴取等必要な調査をする場合は、誓約書の提出時に合わせて行うものとする。

(2) 外部有識者からの意見聴取

事情聴取等の結果、談合の事実が認められない場合は、外部有識者からの意見聴取は行わないものとする。

(3) 公正取引委員会への通報等

事情聴取等の結果、談合の事実が認められない場合で、事情聴取書、誓約書及び入札結果表等の写しを公正取引委員会へ送付する場合は、４半期毎にまとめて行うものとする。

第５ 議会等への報告

談合情報及び本市の対応状況については、議会及び委員会へ定期的に報告する。

附 則

このマニュアルは、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。